



Title	イギリスにおける教員養成課程の行政
Author(s)	高野, 和子
Citation	明治大学教職課程年報, 37: 23-34
URL	http://hdl.handle.net/10291/18288
Rights	
Issue Date	2016-03-26
Text version	publisher
Type	Departmental Bulletin Paper
DOI	

<https://m-repo.lib.meiji.ac.jp/>

イギリスにおける教員養成課程の行政

高野 和子

はじめに

国や地域レベルで「教育改革」が言われるとき、公教育の担い手である教員の質、とりわけその養成のあり方は必ず議論の重要な焦点となる。また、すべての子どもを対象とする義務教育に加え、義務教育後においてもある水準以上の進学・在学率が必要とされるようになった状況においては、教員をめぐる、質とともに量的な確保が課題となってくる。優秀な教員を、十分なだけの数でリクルートし、(次々と離職するのではなく)職に留めること—recruitment and retention—が教職全体の質の向上の前提条件となる。

では、その教員の養成を行う教員養成課程の管理についてはどのような課題があるのか。本稿では、変化の激しいイギリスを対象に、まず現状を把握し、次に教員養成課程の「質保証」システムの概括的な推移と実態をふりかえる。

1. イギリス教員養成の今日

イギリス¹⁾においても、日本と同じく、教員の最大の供給源は高等教育機関での教員養成である。しかし、教職に就く入職ルートは、1980年代末以来、多様化を極めてきている²⁾。そこでは、高等教育機関で養成を受けて資格を取得するという伝統的なルート以外を拡張するという方向性が一貫している。2010年6月の保守・自由連立政権成立以降、この教員養成における高等教育機関の役割縮小はいつそう加速化してきている³⁾。

【表1】は養成ルート別に見た教員養成定員割り当て数のこの三年間での推移である。イギリスの公立学校で教えるためには、有資格教員の地位(QTS: Qualified Teacher Status)を取得するのが原則である。そのためのルートが大括りにして5つに分類され⁴⁾、各年次の定員が示されている。

【表1】ルート別に見た教員養成定員割り当ての推移

年度	スクール・ダイレクト (給付) School Direct salaried	スクール・ダイレクト School Direct tuition fee	SCITT	高等教育機関 (学士課程) HEI - UG	高等教育機関 (学卒後) HEI - PG	Total
2013-2014	3,413	6,173	2,526	6,785	20,005	38,902
2014-2015	15,254		2,722	23,095		41,071
2015-2016	4,549	13,060	3,663	6,754	15,490	43,516

資料出所：
<https://www.gov.uk/government/publications/initial-teacher-training-allocations-for-academic-year-2013-to-2014-final> (2013年8月段階の最終データ)
<https://www.gov.uk/government/publications/initial-teacher-training-allocations-for-academic-year-2014-to-2015> (2013年10月11日段階のデータ)
<https://www.gov.uk/government/publications/initial-teacher-training-allocations-for-academic-year-2015-to-2016> (2014年10月13日段階のデータ)

注：2013-2014についてのみ最終データである。2014-2015は、2014年8月段階で総計41,549となっており、2013年10月段階で作成したこの表より478名分増加している。

このうち、日本で「教員養成」という場合にイメージされる、高等教育機関が行う教員養成は網掛け部分にあたる。ただし、日本とは異なり、学士課程における養成ではなく、学士取得後の課程（PGCE：Postgraduate Certificate of Education。修業年限1年）の規模の方が大きい。

「学校における教員養成」（SCITT：School Centred Initial Teacher Training）とは、学校が（多くの場合は複数校がコンソーシアムをつくって共同で）養成を行うものである。経験のある現職教員が自校やネットワークの学校で、実践的・実地体験的な養成を提供する。

「スクール・ダイレクト」は2012-2013年に新たに導入された学卒者を対象にしたルートである。養成を受ける者 trainee の選抜は学校が行い、養成提供者（SCITTや高等教育機関）とのパートナーシップのもと、学校現場で養成を行う。給付を受け、学校に雇用されながら養成を受けるルート（School Direct salaried）と、授業料を払うルート（School Direct tuition fee）がある。

イギリスは計画養成であるため、定員の割り当てに政府の方針が表れる。わずか3年の間に、スクール・ダイレクトやSCITTといった学校現場での養成に定員がふり向けられていく変化は明らかである。

ただし、定員割り当てがそのまま実際の養成数となるわけではない。見込み数（年度途中で養成をスタートする者もある）をのぞいた統計調査時点での入学者実数は2014-2015の場合、【表2】のようにになっている。定員充足率は、スクール・ダイレクトで授業料を払うルートにおいては著しく低くなっており、また、高等教育機関の養成課程では相対的に高いものの100%には達していない。イギリスは戦後、ほぼ一貫して、教員不足に悩まされてきたが、質とともに

に量という問題は現在も続いている。

【表2】ルート別の定員充足率 (2014-2015)

年度	スクール・ダイレクト (給付) School Direct	スクール・ダイレクト School Direct tuition fee	SCITT	高等教育機関 (学士課程) HEI - UG	高等教育機関 (学卒後) HEI - PG	Total
定員割り当て数	3,919	11,335	2,722	23,095		41,071
入学者数*	2,781	6,451	2,150	20,774		32,156
定員充足率	71%	57%	79%	90%		78%

資料出所： DfE, Initial teacher training census for the academic year 2014 to 2015 (SFR 48/2014) 27 Nov. 2014
https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/380175/IT

*見込み数を除外した数。

この多様化状況に対して、教育大臣は2014年4月に Sir Andrew Carter に命じて調査検討をスタートさせ、その報告書が2015年1月に発行された⁵。そこでは、多様化したルートで行われている教員養成について、養成課程の内容に相当なばらつき variability があることが問題視されている。“教員スタンダード⁶は、新任教員が獲得しているべき知識・理解・技能について、システム横断的な共通期待値を設定している。それならば、教員養成課程の内容についてもシステム横断的に類似の一貫したものが必要ではないか。すぐれた教員養成内容の必須要素についても共通理解があるべき”，という論である。そして、すべての教員養成課程のコアとなる内容を示す枠組み framework の作成（作成者は中央政府ではなく sector body によるべき）が提案されている⁷。

では、イギリスには、枠組みに相当するような準拠基準が存在してこなかったのだろうか。

2. 教員養成課程の「質保証」システム

(1) 担当機関の変遷

① 戦後改革期からの70年

第二次世界大戦後70年間のイギリスにおいて、教員養成課程の「質保証」に関わる機関としてどのようなものが存在したのかを【表3】に示した。概略の欄には、各時期の事典（できるだけ同じ編著者の事典をたどるようにした）の解説を中心に、簡単な説明を付した。

【表3】教員養成課程の「質保証」に関わる機関

	略語	名称	概略
戦後 改革期 ～1975	ATO	Area Training Organisation 地域教員養成機構	マックネア報告書が、各地域に、教員養成の調整とアカデミックな認証 validation に責任を持つ ATOs の設立を提案。1947 年以降、既存の大学を基盤に創設された Institute of Education が公的には ATO とみなされた。連合体的な構造を持つ各 Institute は、教員のための現職教育や、教育のすべての側面についての大学院教育（講義主体の taught masters とチュートリアル中心の research degree）も提供した。教員養成の再編の結果として、ATO は 1975 年 8 月から機能を停止した。（注 1）
1984～	CATE	Council for the Accreditation of Teacher Education 教師教育認定委員会	1984 年に「教育科学大臣にイングランドとウェールズにおける教員養成課程の認可 approval について助言するために」設立された。「認可 approved」されなければ有資格教員の地位 QTS を取得できる課程にはなれない。CATE から大臣に認可の提案をしてもらうには、各課程は助任視学官 HMI の視察を受けて期間がたっていないこと及び CATE criteria—実際には大臣が設定したものであるのだが—といわれる基準 criteria を満たす必要がある。当初の基準には、入学者選抜手続き、スタッフの資格と経験、課程の組織、教職専門・教科専門・教科教育法にあてるべき最低時間数が含まれていた。1989 年に教育科学大臣は CATE への付託事項変更について協議文書を発出した。1990 年 1 月に設置された新しい CATE は、委員会は小規模になったが、秘密的・行政的・専門的サポートがより充実した。新しい基準は、CATE の 5 年の経験を生かすとともに、初等・中等教育のナショナル・カリキュラムに対応するよう策定された。英語と数学に 100 時間という条件が理科にも拡張された。教員養成担当教員は在職 5 年ごとに少なくとも 35 日間の学校経験をもたねばならないとされた。学生の教育実習期間の設定のしかたについて詳述された。現職教員の関わりについてより詳しく述べられた。初等学校教員をめざす学生が教えることができるよう準備すべき教科が示された。また、学生が養成課程の修了時までに獲得すべき能力 competencies のいくつかが表示された。（注 2） 1994 年教育法により TTA が設立され、CATE にかわることとなった。（注 3）
1994～	TTA	Teacher Training Agency 教員養成担当機関	TTA は 1994 年 9 月に、1994 年教育法の下で設立された。教員養成 ITT を含む教職へのすべてのルートの質と効率性の向上を任務に含んでいる。教員養成提供者への財政措置 funding に責任を持つ。教員養成の規制について大臣に助言することを CATE から引き継いだ。（注 4） この Agency は 1994 年 9 月に、1994 年教育法の下で設立され、CATE にかわるものとなった。その任務には、教員養成 initial teacher training (ITT) を含む教職へのすべてのルートの質と効率性の向上；教職に就くためのより柔軟な学卒後課程を発展させること；養成中の教員 trainee teachers（この時期には、教員として雇用されて働きながら養成をうけるルートが導入済であったため、student ではなく trainee という語が用いられるようになっている；高野補注）のためのナショナル・スキル・テストの規制；学校の教員養成への関与の促進；キャリアとしての教育の促進、が含まれる。（注 5）

2005～	TDA	<p>Training and Development Agency for Schools 学校教職員職能成長担当機関</p>	<p>子ども・学校・家庭省の、執行機能を持つ非政府機関 executive, non-departmental public body で、よい養成をうけて資格のある教員及び学校サポートスタッフの育成と支援に責任を持つ。TTA から発展したもので、2005 年教育法の結果として 2005 年 9 月にその仕事を引き継いだ。ただし、付託事項は学校で働くすべての人々-給食係や世話係 caretaker からカリキュラム主任まで-を含むものへと拡大した。理事会は、子ども・学校・家庭大臣により任命される。その役割には、有能で熱意のある教師のリクルート；教員養成プログラムや学卒後の教育資格を含め、教職へのすべてのルートの水準を向上し監視すること；教師の継続的職能成長 continuing professional development について学校に情報が行き渡り十分に支援を得られるようにすること；が含まれる。(注 6)</p>
2012～		Teaching Agency	<p>Teaching Agency は、TDA だけではなく、General Teaching Council for England(GTCE), Children's Workforce Development Council (CWDC) の三機関の機能を引き継いで包括的に扱う教育省 Department for Education (DfE) の新たな執行機関 executive agency として設立された。(注 7)</p> <p>2012 年 4 月 1 日、Teaching Agency は教育省の新しい執行機関となった。質の高い教員の供給と養成及び教員の規制に責任を持つとともに、agency は教員と講師、幼児教育従事者、教室で働くサポート・スタッフ、特別支援教育コーディネーター-SENCOs, 教育心理士、試験官のための政策を作成する。3つのキイとなる分野-教育従事者の供給と維持 retention (離職防止) /教育従事者の質/教員の行為規制-に責任を負う。(注 8)</p>
2013～	NCTL	National College for Teaching and Leadership	<p>政府の執行機関 executive government agency であり、教員スタンダードの適用；スキル・テストも含めて教員養成の規制；全国校長資格 National Professional Qualification for Headship を含めた教員や校長の継続的職能成長；に責任を負う。2013 年に、Teaching Agency と National College for School Leadership を統合して設置された。コベントリー、ロンドン、マンチェスター、ノッティンガムに出張事務所を持つ。(注 9)</p> <p>教員養成に質の高い trainee を十分な数で確保すること；教員養成を提供する大学や学校に対する教員養成定員の配分と関連する財政措置の管理；有資格教員の地位 QTS の授与を通じて教員の専門的能力を認証 recognise；専門職として深刻な不適切行為があった場合、当該教員を確実に教育活動からははずすこと；ティーチング・スクールの全国ネットワークの形成；学校やそのパートナーが質の高い継続的職能成長やリーダーシップ・トレーニングを開発・提供する支援；成功した学校の管理職や理事が他の学校のパフォーマンス向上のための学校間支援ができるようにすること；に責任を負う。(注 10)</p>

(注 1) Gordon, P.&Lawton, D., *A Guide to English Educational Terms*, Batsford Academic and Educational Ltd., 1984, p.9.

(注 2) Lawton, D. & Gordon, P.,*Dictionary of Education*, Hodder & Stoughton, 1993, pp.63-64.

(注 3) Lawton, D. & Gordon, P.,*Dictionary of Education(Second edition)*, Hodder & Stoughton, 1996, p.77.

(注 4) *Ibid.*, p.209.

(注 5) Gordon, P.&Lawton, D., *Dictionary of British Education*, Woburn Press, 2003, p.242.

(注 6) Wallace, S.(ed.), *A Dictionary of Education*, Oxford University Press, 2008, p.304.

(注 7) Teaching Agency, *Business Plan 2012-13*, April 2012.

(注 8) <http://www.education.gov.uk/aboutdfe/armslengthbodies/b0077806/the-teaching-agency/about-the-teaching-agency> (2012 年 8 月 11 日アクセス)

(注 9) Wallace, S.(ed.), *A Dictionary of Education*, Oxford University Press, 2015, p.197

(注 10) <https://www.gov.uk/government/organisations/national-college-for-teaching-and-leadership/about>

② ATO と CATE 以降との違い

教員養成課程については、その課程の修了者に対して教員資格を与えるに相応しい課程であるか否かというプロフェッショナルな側面についての「質保証」と、課程修了者に学術的な称号を与えてよい水準であるかというアカデミックな側面の「質保証」という二種類の側面が存在する。

{ QTS(Qualified Teacher Status)取得のための準備教育課程……………professional
学術的称号 (academic award ; 学位, Diploma, Certificate など) に至る教育課程
……………academic

例えば、前述の高等教育機関が提供する PGCE の場合、修了時に学術的称号である Postgraduate Certificate of Education とプロフェッショナルな資格である QTS を同時に取得するということである (PGCE は取得できたが QTS はとれなかったということは実際にもおこりうる)。SCITT やスクール・ダイレクトでは、まったく高等教育機関との連携をもち、修了時には QTS のみを取得するという教員養成課程も可能である。日本の教員養成系学部では、教育学士号を取得することと、教員免許状を取得することというのは、履修者の側からはほとんど区別を意識されていないが、この二側面でいうと、教員免許状を取得するという点についてはプロフェッショナルな、そして教育学士号を取得するという点についてはアカデミックな「質保証」の対象ということになる。

このふたつが明確に分離して把握され、プロフェッショナルな側面の「質保証」—日本でいうなら課程認定制度—に特化した担当行政機関が成立したのが 1984 年の CATE の創設である⁸。CATE 以降の機関は、いずれも教員養成課程のプロフェッショナルな側面の「質保証」を担当する機関である (後述のように役割は拡大していくが)。**【表 3】**で、ATO と CATE の間を太線で区切っているのは、このためである。

また、ATO と CATE 以降の機関は次のような点でも異なる。

まず、ATO は地域毎に (全国的にみるなら複数) 設置されていたのに対し、CATE 以降は全国レベルの単一の機関である。

さらに、教員養成課程に関わる基準の有無という違いがある。ATO の時代には、地域レベルの組織である各 ATO をつなぐ横断的全国組織として Standing Conference of Area Training

Organisations (SCATO) が組織され、「質」に関わる教員養成・免許制度の幅広い事柄について議論された⁹。文部省からの出席者も含めた議論は、ATO 間での情報交換・調整・方向検討だけではなく、ATO と文部省との間の合意形成機能の場ともなっていた。中央レベルでは、文部大臣への助言機関として中央教員養成・供給審議会 National Advisory Council for the Training and Supply of Teachers (NACTST) が 1949 年に設立され、「教員の養成と資格条件、及び初等・中等学校やその他の教育施設のニーズに合うように最適に算定された教員の募集や配置、について全国的政策を検討する」¹⁰機能をうけもった。ただし、SCATO、NACTST いずれにおいても、教員養成課程の内容について全国的基準の検討・作成はされていない。この抑制的姿勢の背景には、教育の内容（カリキュラムや教育方法）に中央政府が立ち入るのを抑制していることをヨーロッパの他国（ドイツやイタリアの全体主義）との対比を念頭に、文部省自身がむしろ誇らしげに述べる¹¹という時代の雰囲気もあったものと思われる。¹²

表中に CATE criteria とある教員養成課程の基準は、教育科学省から回章 Circular として発出された¹³。大臣が教員養成課程の認定 approval¹⁴を行うに際して、CATE はこの基準に照らして申請課程を検討し（言い換えると、各教員養成提供機関はこの基準に適合するよう課程を編成して CATE に提出する）、大臣に対する提案を行った。教員養成課程に関わるこのような全国的な基準ができたという点でも、CATE 設立はそれ以前と時代を画するものであった。

③ 教員養成課程の行政の高等教育行政からの分離

1994 年に CATE に代わるものとして Teacher Training Agency (TTA) が設立された¹⁵。TTA 設立による変化は、第一に、高等教育機関に配分される予算のうち、教師教育に関わる予算が切り離されて TTA を通じて配分されるようになったことである。TTA を設置した 1994 年法は、同時に「学校における教員養成」(School-Centred Initial Teacher Training=SCITT) をスタートさせるものでもあった¹⁶。学校が教員養成を行い、それに対しても、直接に補助金を配分できるしくみがつくられたわけである。第二に教職全体の基準 standards と教員養成課程に対する認定要件が明示された¹⁷。教員が満たすべき資質能力の基準とそれを養成する養成課程の認定要件とが一つの文書で示されたわけである。第三に、従来は初等中等学校の査察のみを担当していた教育水準局(Office for Standards in Education) が教員養成課程（高等教育機関で提供されるものであれ、学校で提供されるものであれ）をも査察することになり、そのための査察枠組みが作成された。この査察結果は予算配分に反映される。これらによって、教員養成の「質保証」について、基準を設定し、それを軸にして養成課程の認定・査察・予算の分配を結びつけ、同時に、教員資格取得者が達成すべき水準を明示するというしくみがつくられた。1989 年のライセンス教師導入や 1994 年からの SCITT など、1990 年代以降、教職への入職ルートや養成提供者が多様化し、多様化しているからこそ、それらのいずれのルート・提供者からの教員であっても、教員として同等の水準であることを保証しようとして、このようなしく

みがあみだされたともいえる。

2005年に、TTAはTraining and Development Agency (TDA)に改組された。最大の変更点は、教員以外のスタッフを含め、学校で働くすべての職種を対象とする機関となったことである。

2012年4月にはTeaching Agencyが機能し始めた。これは政府機構全体の改革再編の一部としてなされた。TDAが非政府組織 non-governmental public bodyであったのに対し、Teaching Agencyは教育省の執行機関 executive agencyとなった。executive agencyについては、「executive agencyは政府組織の一部をなすユニットである。大臣と本省からの一定の自律性を持つが、議会や社会に対してagencyのパフォーマンスと継続的存在に直接の説明責任を負うのは大臣である。」と説明されている¹⁸。本省からの独立性という点では、TDAより弱まっている。また、TDAだけではなく、教職総評議会 General Teaching Council for England (GTCE)―教職の基準の監視と倫理綱領の確立、教員の役割・供給・質について大臣などに助言する法的権限を持つ独立団体。1998年教員・高等教育法を受けて設置された―の機能をも引き継いだので、教員の行為規制にも関わることとなった。

続いて2013年4月からはTeaching AgencyとNational Colleges for School Leadership―2000年設立の校長・管理職候補の教育機関―を統合してNational Colleges for Teaching and Leadershipが設置された。教員養成課程の基準は現在はここから出されている¹⁹。

(2) 高等教育関係者の態度―文化的差異？

TTAについては、日本の「教育改革」論議の中で、「教員養成に対しても国が責任をとる姿勢」が明確であるとして、賞揚する紹介がされた例がある²⁰が、日本の感覚では、TTAなどの基準の存在は教員養成に対する国による統制とも感じられる。他国のしくみを参照する際、制度面を正確に押さえることともに、それがその国・地域で実際にどのように機能しているのかが重要である。筆者の数少ない経験の範囲ではあるが、基準に対する日本人的な感覚とイギリスでのそれとの差異と感じられた事例をあげてみる。いずれも、TDAが機能していた時期のききとりで、筆者の側からは“TDAの基準が教員養成に対して統制的に働いているのではないか”という趣旨の問いかけをしたことへの応答である。

① 2006年3月10日 エッジヒル高等教育カレッジ Edge Hill College of Higher Educationにて

「standardとstandardizationは違う。」

調査時点では、同カレッジはイギリスで最大規模の教員養成提供機関であった。ききとり対象者は実際の教員養成教育と実務の担当者。一年間の日本滞在経験（その間、研究のために学校現場をまわる）があつて日本の教育関係者の発想を理解しておられたため、「君の考えている

のは、こういう心配だろ」ということで、即座に返ってきた答である。基準が存在しても、画一化に直結するわけではない、自分たちは画一的ではない、という説明である。

② 2007年6月27日 ロンドン大学教育研究所 Institute of Education にて

“Rules are for the obedience of fools and the guidance of wise men.”（ルールに服従するのは愚か者、賢明な人はルールを助言にする）

ききとり対象者は、実際の教員養成の仕事に長く携わった経験を持つ教育史研究者。訪日経験が豊富で、日本の多くのイギリス研究者と継続的なつながりを持ち、日本的な背景事情を理解している。問いかけに対して、これもすぐさま「こういう言葉を知っているか。Douglas Bader という飛行機乗り²¹の言葉でイギリスでは有名だ。われわれにとってルールとか基準というのはこういうものなのだ」とノートに書いて示された言葉である。

③ 2008年2月20日 サウサンプトン大学 Southampton University にて

「スタンダードは好き。これがあるからいろいろできる。TDA とうまくやっていく方法は身につけたわ。」

ききとり対象者は、イギリス政府が教職修士号をまだまったく提案していない段階で、PGCE 学卒後課程の中に修士レベルの要素を組み込むという改革を率先して開始し、大学団体での議論と実践をリードしていた人物。「好き」は like と言ってその後 love と言い直した。スタンダードさえ満たせば、いろんなことをやってもいいわけだからありがたい、というわけである。

①③のききとり相手はいずれも教員養成提供の当事者であるが、どちらも、基準をずらす、あるいは基準の枠内で教員養成の内容を豊かにしていくことができるという点では、非常に力量のある教員養成提供者・大学での担当者であり、これをイギリスでの関係者の一般的な回答とみなすことはできないかもしれない。しかし、これらには、日本とのある種の文化的差異の存在が示唆されていると感じる。

これらのききとりからすでに 10 年近く経過しており、状況は変化してきているだろう。が、ここで確認しておきたかったのは、イギリスの教員養成においてはすでに長い間、基準の存在を前提とした運営がなされてきており、その前提での工夫がなされてきているということである。教員養成課程の基準そのものは形式要件的なものであり²²、だからこそ①③のような発言が生まれたとも言える。しかしながら、①③は、ばらつきを生じさせる方向のみにつながるものではない。実際には、教員養成提供者間で差が生じるのを避けるため、各種の提供者（大学や SCITT）が共同して、課程修了者を教員基準に照らして有資格教員の地位 QTS に推薦する際のガイドラインを作成することなどが行われている²³。

カーター報告書が“すべての教員養成課程のコアとなる内容を示す枠組み framework”が必要

だと提案しているのは、この状況のなかにおいてである。基準を軸にして教員養成課程の認定・査察（学生の養成・実習場所である初等中等学校の査察とも関係する）・定員と予算の配分を組み合わせるイギリスの教員養成の「質保証」システムが、教員養成内容のコア要素の枠組みという要素を加えて新たな段階をむかえる可能性があり、今後の展開を注目したい。

おわりに

【表4】に、課程のタイプ別の教員養成課程入学者数（定員割り当て数ではない）の推移をおよそ5年ごとに示した（この表にはイングランドに加えてウェールズの数値も含まれている）。

【表4】教員養成課程への入学者数：課程のタイプ別

	PGCE 学卒後課程	General Courses (注1)	その他の課程	Total
1945	898	5,952	550	7,400
1950	2,886	9,813	949	13,648
1955	2,582	10,698	1,984	15,264
1960	3,432	14,727	2,821	20,980
1965	4,168	27,382	3,674	35,224
1970	7,550	37,039	2,180	46,769
1975	10,049	28,349	2,219	40,617
1981	11,283	6,979	421	18,683
1985	8,672	8,053	—	16,725
1996	19,720 ^(注2)	10,940	—	30,660
1999	18,880 ^(注3)	9,340	—	29,930

(England & Wales)

出典：-1975については Department of Education and Science, *Education in 19XX* の各年次。1981,1985については Department of Education and Science, *Annual Report* 各年次。1996,1999については *Statistic of Education Teachers England and Wales* 1999 及び 2000 より。

(注1)1959年までは2年課程で1960年から3年課程化した教育カレッジの課程及びその後に創設された教育学士(BEd課程)。

(注2)うち540がSCITT。

(注3)うち830がSCITT。

General Courses の欄に分類されているのは、教員免許課程（Certificateは取得できるが学位はとれない）及び1960年代後半からは教育学士(BEd)課程であり、これらはいずれも、日本でいう「教科に関する科目」と「教職に関する科目」を並行して学ぶのが基本的な課程である。PGCEは学士課程でそれぞれの専門を学んできた者が対象であり、「教職に関する科目」のみ

で構成される。【表4】からは、1980年代以降、教員養成の主流が General Courses から PGCE に移したことがわかる。

イギリスでは、専門養成 professional training を受けなくとも（日本のイメージでは「教職課程」を履修しなくても）学位を持っていれば QTS 有資格教員となれる状態が長く続いた。専門養成が原則必須“all-trained”となったのは、初等学校教員では1970年から²⁴、中等学校教員では1974年から²⁵である。また、すべての教員が学士号を持っている“all-graduate profession”という原則が確立したのは1970年代末である。“all-graduate”になって以降の教員養成の比重が PGCE に移っていることは、教育学士課程が拡大しなかったことを示している。つまり、“all-trained, all-graduate profession”は、「教職に関する科目」を学卒後に押し出すことによって達成されたわけである。押し出しと対応するように、プロフェッショナルな側面に特化した担当行政機関が確立・充実され、高等教育機関以外での教員養成課程の提供が広がったり、教員養成課程の行政は高等教育一般の行政から分離された。

イギリスの教員免許は日本のように学校種や教科別に分かれていない²⁶。日本では教科別の免許状であるがゆえに「学科等の目的・性格と免許状との相当関係」が大学に対して厳しく問われるが²⁷、教職課程を設置している学部・学科、そして教職課程教育に責任を持つ教職課程のスタッフ自身が学士課程教育と教職課程教育との関連性（形式的ではない関係づけ方）を考えていかなければ、イギリスが上に押し出したのなら、日本の（教員養成系ではない）一般大学・学部は横に押し出しているという状況に終わりかねないことを、考えるべきである。

本稿は、科学研究費補助金・基盤研究（C）（課題番号：23531086）「教員養成の「質保証」システムの歴史的検証ーイギリスにおける地域教員養成機構ー」（研究代表：高野和子）の研究成果によるものである。

¹ 本稿での「イギリス」は基本的にイングランドであるが、対象時期によってウェールズを含むこともある。

² 2010年1月段階のルートについて、下院委員会報告書に収録された一覧表の訳出を高野「イギリスの教師教育ー2010年、労働党政権から連立政権へー」『明治大学教職課程年報』No.33, 2011年に収録。

³ Chitty, C. (2014), *Education policy in Britain (3rd edition)*, Palgrave Macmillan, p.96, p.258. 連立政権の教員養成改革の全体像及びそれがアカデミーやフリー・スクールなど教育行政改革と密接に関連していることについては、山崎智子「イギリスにおける「学校ベース」の教員養成政策の動向と課題」（福井大学大学院教育学研究科教職開発専攻（教職大学院）『教師教育研究』Vol.7, 2014年6月）。

⁴ 各ルートについての以下の説明は、主として DfE, Initial teacher training census for the academic year 2014 to 2015 (SFR 48/2014) 27 Nov.2014, p.3.による。なお、この表以外にも、Teach First, Troops to Teachers という養成ルートがある（注5の文献 p.18）。

⁵ *Carter Review of Initial Teacher Training (ITT)*, January 2015.

<https://www.gov.uk/government/publications/carter-review-of-initial-teacher-training>

⁶ Department for Education (DfE), *Teachers' Standards*, 2011.

⁷ *Carter Review of Initial Teacher Training (ITT)*, p.6, p.49.

⁸ CATE についての詳細は、高野「イギリスの教員養成における課程認定制度の導入」『新教育職員免許法下の教員養成カリキュラムに関する調査研究』（課題番号 02301034, 平成 3 年度科学研究費補助金〔総合研究 A〕研究成果報告書）1992 年 3 月及び「文献紹介：CATE（イギリス教師教育認定委員会）」全国私立大学教職課程研究連絡協議会『教師教育研究第 6 号』1993 年 5 月を参照。

⁹ NA, ED86/286 – 290.

¹⁰ Ministry of Education, *Education in 1900-1950(Cmd 8244)*, p.89.

¹¹ *Ibid.*, p.1.

¹² ATO から CATE に至る期間については高野「イギリスにおける教員養成の「質保証」システムー戦後改革からの 40 年間」『明治大学人文科学研究紀要第 77 号』2015 年 3 月刊行予定（校正済み）を参照。

¹³ Circular 3/84 Initial teacher training: approval of courses

¹⁴ 日本の「課程認定」との関係でイメージしやすいので、以下、本稿においては「認定」と訳している。

¹⁵ TTA 設立前後の時期については、高野「イギリスの教員養成の動向」浦野東洋一・羽田貴史編『変動期の教員養成ー日本教育学会課題研究「子ども人口減少期における教員養成及び教育学部問題」報告書』同時代社 1998 年を参照。

¹⁶ Education Act 1994 Chapter 30 §12. 中等教員養成については 1993 年、初等教員養成では 1994 年から。

¹⁷ TTA/DfES, *Qualifying to Teach: Professional Standards for Qualified teacher Status and Requirements for Initial Teacher Training.*

¹⁸ www.education.gov.uk/aboutdfe/armslengthbodies/a0076503/arms-length-body-alb-reform (2012 年 8 月 11 日アクセス)

¹⁹ National College for Teaching & Leadership, *Initial training criteria*, published 15 March 2012, Updated 12 February 2014. (<https://www.gov.uk/government/publications/initial-teacher-training-criteria>)

²⁰ 中西輝正監修『サッチャー改革に学ぶ教育正常化への道ー英国教育調査報告』2005 年, PHP 研究所, p.67.

²¹ 義足の戦闘機乗り Douglas Bader については Brickhill, P., *Reach for the Sky: The Story fo Douglas Bader, Legless Ace of the Battle of Britain*, WW Norton, 1954.

²² 2007 年の基準 (TDA, *Professional Standards for Qualified Teacher Status and Requirements for Initial Teacher Training*, 2007) の全訳 (西田幸代訳) が『教員養成系大学院の制度と教育実態ー基礎資料と解説ー (平成 18~20 年度科学研究費補助金基盤研究 (B) 研究課題番号 18330164 研究代表者: 和井田清司)』2008 年 9 月に収録されている。

²³ Higher Education Academy, NASBTT(The National Association of School-Based Teacher Trainers), UCET(Universities' Council for the Education of Teachers), *Working with the Teachers' Standards in Initial Teacher Education*, 2012.

²⁴ School (Qualified Teachers) Regulations 1969.

²⁵ School (Qualified Teachers) Regulations 1973.

²⁶ 実際の養成課程は年齢段階別に分かれている。また、教科の専門性という点については、7~13 歳に数学を教える教員の 77.6%, 英語を教える教員の 79.9%, 理科を教える教員の 91.3%が教える教科に関連する GCE-A レベル以上の資格を持っているという統計がある (DfE, *School Workforce in England: November 2013 (SFR 11/2014)* p.11)。前述のカーター報告書は、今後、教科内容と教科教育について重視すべきとの提案をしている。

²⁷ 「学科等の目的・性格と免許状との相当関係に関する審査基準」(中央教育審議会教員養成部会課程認定委員会決定, 2011 年 1 月 20 日)。